

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

令和7年7月
大臣官房新事業・食品産業部

1 改正の趣旨

令和4年に日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）を改正し、有機酒類をJAS制度の対象に加えるとともに、諸外国との間で有機同等性の承認に向けた協議を進めてきたところ。今般、アメリカ合衆国との間及び英国との間で相互に同等性を承認する合意^(※1)が得られた。また、オーストラリア及びニュージーランドの有機制度が我が国の有機制度と同等であることを確認^(※2)した。このため、日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号。以下「規則」という。）について、アメリカ合衆国、英国、オーストラリア及びニュージーランドとの有機酒類の同等性承認に基づく輸出入に必要となる規定の整備を行う。

※1 今般、アメリカ合衆国との間で有機加工食品における有機酒類について、英国との間で有機農産物加工食品における有機酒類について、同等性を承認する合意が得られた。

※2 今般、オーストラリアの有機加工食品における有機酒類について、ニュージーランドの有機農産物加工食品における有機酒類について、同等性を確認した。
また、オーストラリア及びニュージーランド国内においては、有機JASの認証を受けた製品は、「有機」表示が可能のため、我が国の有機制度をオーストラリア及びニュージーランド側に承認してもらう必要はない。

2 改正の概要

法第12条第1項において、有機同等性を活用して農林物資の輸入を行う事業者は、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、規則で定める事項が記載されている証明書が添付されている農林物資等に格付の表示を付することができることと規定し、同条第2項において、当該証明書は外国の政府機関その他これに準ずるものとして主務大臣が指定するものによって発行されたものに限ると規定している。

同項の「外国」は、当該農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国（以下「同等国」という。）として以下①～④の事項ごとに規則第30条各号において規定している。

今般、アメリカ合衆国との間及び英国との間で有機酒類の同等性を相互に承認することとなったこと、オーストラリア及びニュージーランドの有機酒類の同等性を承認することとなったことを踏まえ、アメリカ合衆国、英国、オーストラリア及びニュージーランドについて有機同等性の対象に有機酒類を追加するため、

- ① 有機農産物及び有機農産物加工食品の同等国としてアメリカ合衆国、英国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド及び欧州連合の加盟国（第1号）
- ② 有機農産物及び有機農産物加工食品（酒類を除く。）の同等国としてアルゼンチ

ン及びスイス（第2号）

- ③ 有機畜産物及び①以外の有機加工食品の同等国としてアメリカ合衆国、オーストラリア、カナダ及び欧州連合の加盟国（第3号）
- ④ 有機畜産物及び①以外の有機加工食品（酒類を除く。）の同等国としてスイス（第4号）

を定めるための改正を行う。

3 施行期日

令和7年10月1日（予定）